

第 474 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 5 年 5 月 1 5 日（月） 10:00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ第 474 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日の審議会から期が改まりまして第 54 期となります。</p> <p>新たな委員として、公益代表の寺本委員、労働者代表の栗本委員、杉田委員、使用者代表の澤村委員の 4 名が就任されました。</p> <p>なお、寺本委員については、本日欠席となりますことを御報告いたします。</p> <p>恐れ入りますが、新任委員の皆様には、一言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>まず、栗本委員からお願いします。</p> <p>（新任委員から挨拶）</p> <p>どうもありがとうございました。本来であれば、委員の皆様お一人ずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございいますので、お手元の資料 No. 1（1 ページ）「岐阜地方最低賃金審議会委員名簿（第 54 期）」の配布をもちまして御紹介に代えさせていただきます。</p> <p>つづきまして、岐阜労働局の出席者を紹介させていただきます。千葉岐阜労働局長、中村労働基準部長、安藤賃金室長補佐、栗田賃金指導官、そして私賃金室長の平野でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>さて、本日は、寺本委員、村上委員、松野委員が欠席し</p>
------	---

	<p>ていますが、最低賃金審議会令第5条2項の定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本審議会は公開審議ですが、公開公示をしたところ、傍聴希望の申し出はございませんでした。</p> <p>本会は委員改選後、初めての審議会でございますので、会長選出までの進行を事務局が務めさせていただきます。</p> <p>審議に先立ちまして、千葉岐阜労働局長から御挨拶申し上げます。</p>
<p>千葉局長</p>	<p>岐阜労働局長の千葉でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>日頃から岐阜地方最低賃金審議会の運営、それから労働行政の推進に格別の御協力をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、第54期の審議会委員の改選後、初めての審議会ということになります。皆様方には2年の任期ということになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>昨年度思い起こせば、新型コロナウイルス感染症による景気への影響に加えまして、世界的な物価上昇や円安方向への為替変動、こういったことから急激な価格上昇が労働者の生活ないしは企業の経営に大きな影響を及ぼしました。これを背景といたしまして、最低賃金の審議におきましても、これまで以上に御苦労いただいたと思っております。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルスの影響が和らいでいる状態かと考えております。景気が緩やかに回復という状況にあると思っております。また県内の雇用情勢も一部に改善の動きが見られます。足下を見ると必ずしも楽観視できないところはあるかとは思いますが、基本的には人手不足の状況にあると考えています。</p> <p>一方で、世界的な金融引き締めが続く中で、海外景気の</p>

	<p>下振れが景気を下押ししてしまうのではないかとというリスクが懸念されるところでございます。物価上昇による個人消費への影響、企業におけます仕入れ商品や原材料の高騰、こうした問題も依然としてございます。</p> <p>このように、先行きが不安定な状況にあるわけではございますが、委員の皆様方には、今年度も最低賃金が賃金額のセーフティネットとして適切に機能するように円滑な御審議に引き続き御尽力を賜りたいという気持ちを申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p>
平野室長	<p>これより第 474 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「会長・会長代理の選出について」でございます。</p> <p>審議会の会長及び会長代理は、最低賃金法第 24 条に基づき、公益を代表する委員の中から公労使の委員が選挙により決定することとされております。</p> <p>つきましては、公益委員から候補者を御推薦いただき進めていきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
平野室長	ありがとうございます。それでは公益委員から御推薦をお願いします。
宮坂委員	(挙手) はい、よろしいでしょうか。
平野室長	はい、どうぞ。
宮坂委員	会長に高橋委員、会長代理に栗山委員を推薦します。
平野室長	ただいま、宮坂委員から「会長に高橋委員、会長代理に栗山委員」をとの御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

各委員	異議なし。
平野室長	ありがとうございます。 会長には高橋委員、会長代理には栗山委員が選出されました。 それでは、それぞれ一言ずつ御挨拶をお願いします。
高橋会長	(挨拶)
栗山 会長代理	(挨拶)
平野室長	ありがとうございました。 それでは、ここからの進行を高橋会長をお願いします。
高橋会長	それでは、議事を進めて参ります。 次の議題2「岐阜地方最低賃金審議会運営規程(案)について」と議題3「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項(案)について」を一括して審議します。 事務局から説明をお願いします。
平野室長	御説明いたします。 資料No.2(2ページ)「岐阜地方最低賃金審議会運営規程(案)」をご覧ください。 本件については、昨年度3月16日に開催されました第473回審議会において提案しておりますが、委員の改選に伴い、改めて提案させていただきます。 規程(案)の第4条が改正部分となります。現行の第1項を第3項へ、第2項を第4項へそれぞれ繰り下げ、新たに第1項及び第2項にテレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する規定を設けました。 提案理由について御説明いたします。昨年度の審議会等において、新型コロナウイルス感染症等による委員の欠席により審議に少なからず影響があったところもあり、一部委員からテレビ会議システムを利用する方法による会議の出席を認めるよう御要望があったところで

	<p>す。</p> <p>今後も同様の問題が生じる可能性もあることから、運営規程を一部改正し、会長が必要と認める場合に限り、テレビ会議システムを利用する方法によって、会議に出席できること及び同方法による会議の出席は最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとするとの条項を加えることを提案します。</p> <p>また、具体的な運用事項を設けることについても提案させていただきます。</p> <p>資料No.3（3ページ）「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項（案）」をご覧ください。</p> <p>（読み上げる）</p> <p>補足して説明しますと、本条規定は新型コロナウイルス感染症による自宅待機等、緊急避難的な事由が該当するものであり、本人都合等の事由は該当しません。</p> <p>また、第3項の申出期限を会議開催の5日前としましたのは、仮に月曜日の会議開催の場合、閉庁日を2日間挟みますので、事務局と会長との連絡調整時間を考慮し、5日前としました。ただし、5日前はあくまで原則ですので、個別事由により対応していきたいと考えています。</p> <p>第1項、第2項、第4項及び第5項の「会長（部会長）」については、後程提案いたします議題3及び議題4の専門部会での「運用事項」と共通のものとするため（部会長）表記としています。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会運営規程（案）」について、「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項（案）」について、それぞれ御意見あれば承ります。</p> <p>労働者側委員の皆様いかがでしょうか。</p>

	<p>使用者側委員の皆様いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(発言なし。)</p>
高橋会長	<p>御意見がないようですので、この案で決定といたします。</p> <p>お手元の岐阜地方最低審議会運営規程の(案)を削除していただき、附則に本日の日付を入れてくださいますようお願いいたします。</p> <p>次に、議題4「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)について」と議題5「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)について」を一括して審議します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>御説明いたします。</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)」は、資料No.4(4ページ)を、「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」は、資料No.5(5ページ)をそれぞれ御覧ください。</p> <p>いずれも、先ほど決定いただきました審議会運営規程と同様にテレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する規程を第3条に新たに設けました。提案理由については、専門部会についても審議会同様にテレビ会議システムを利用する方法による会議出席を可能とする様に運営規程を改正するものです。</p> <p>なお、会議出席手続き等の具体的な運用事項については、先ほど決定しました「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項」によるものとしたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がありました専門部会運営規程(案)については、「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部</p>

	<p>会運営規程第9条」並びに「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程第9条」の規定により専門部会での議決が必要となりますので、専門部会が設置されたところで改めて協議していただきますが、何か御意見はございますか。</p> <p>労働者側委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>使用者側委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各委員	(発言なし。)
高橋会長	<p>それでは、「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)」及び「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」が確認されましたので、各専門部会で決定していただきます。</p> <p>次に、議題6「令和5年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
平野室長	<p>資料No.6(6ページ)「令和5年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針」を御覧ください。</p> <p>本年度の審議方針につきましては、昨年度3月16日に開催されました第473回審議会において、既に決定していますが、期が改まりましたので改めて読み上げさせていただきます。</p> <p>(読み上げる)</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	何か御意見はありますか。
各委員	(発言なし)
高橋会長	<p>御意見がないようですので、ただいま事務局が読み上げた審議方針どおりとします。</p> <p>次に、議題7「令和5年度の審議日程(案)」について」に入ります。</p> <p>事務局から説明してください。</p>

<p>安藤賃金室 長補佐</p>	<p>今年度9月11日の合同専門部会開催までの日程につきましては昨年度3月16日に開催されました第473回審議会において決定しておりますので、それ以降の日程(案)について御提案します。</p> <p>8ページの資料No.7-2「令和5年10月～令和6年3月審議会・専門部会等日程(案)」を御覧ください。</p> <p>各専門部会は日付順に御説明いたします。</p> <p>10月2日(月)午後2時から 第2回航空機専門部会</p> <p>10月3日(火)午後2時から 第2回自動車専門部会</p> <p>10月5日(木)午後2時から 第2回電機専門部会</p> <p>10月10日(火)午後1時30分から 第3回航空機専門部会</p> <p>10月12日(木)午後1時30分から 第3回自動車専門部会</p> <p>10月16日(月)午後1時30分から 第3回電機専門部会</p> <p>としています。</p> <p>特定最低賃金の答申にかかる本審は10月20日(金)午前10時から、特定最低賃金答申に対する異議申出にかかる本審は11月7日(火)午前10時からとしています。</p> <p>また、参考としまして次の9ページです。昨年度の特定最低賃金審議日程を添付してあります。</p> <p>次に8ページに戻りまして、 運営小委員会を令和6年2月20日(火)午後2時から、特定最低賃金改正の意向表明にかかる本審を3月21日(木)午後4時からとしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>高橋会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました審議日程につきまして、御</p>

	意見を承りたいと思います。 労働者側委員はいかがでしょうか。
各委員	(発言なし。)
高橋会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
各委員	(発言なし。)
高橋会長	よろしいでしょうか。 それでは、この日程で進めてまいります。 次に、議題8「運営小委員会の構成について」です。 今期も岐阜地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会を設置することといたします。 つきましては、運営小委員会の委員を、公・労・使からそれぞれ2名御推薦いただきます。 まず、公益委員からの御推薦をお願いいたします。
栗山委員	私から推薦させていただきます。宮坂委員と青木委員を推薦いたします。
高橋会長	労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	私と村上委員を推薦します。
高橋会長	使用者側委員はいかがですか。
澤村委員	川本委員と私澤村を推薦させていただきます。
高橋会長	それでは、運営小委員会の委員といたしまして、公益委員は宮坂委員と青木委員、労働者側委員は栗本委員と村上委員、使用者側委員は澤村委員と川本委員を指名させていただきます。 次に、「岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」について事務局から説明してください。
平野室長	資料No.9(10ページ)「岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」を御覧ください。 前期から変更はございませんが、これについても委員

	改選により、改めて御確認いただきます。
高橋会長	何か御意見はありますか。
各委員	(発言なし。)
高橋会長	よろしいでしょうか。 それでは、ただいま御確認いただきました運営小委員会運営規程(案)と運営小委員会の委員長・委員長代理につきましては、今後開催される運営小委員会において決定していただきます。
高橋会長	次は議題9「その他」です。 事務局から何かありますか。
平野室長	4点ございます。 1点目は、「審議会委員の研修等の実施」です。 研修会等については、平成29年度に事業場の実地視察を実施していますが、この際に各側委員から必要性について疑問が評されたことから、以降は実施していません。 昨年度3月16日に開催されました第473回審議会において、実施に関し御協議いただきましたところ、「必要はない。」との協議結果となっておりますので、今年度については実施しないことを御提案いたします。
高橋会長	何か御意見はありますか。
各委員	異議なし。
高橋会長	それでは研修会等は実施しないことと決定いたします。 続けて事務局から説明してください。
平野室長	2点目は、「審議会における関係労使の意見聴取」についてです。 県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取については、最低賃金法第25条及び最低賃金法施行規則第11条に基づき公示により意見を求め、意見書が提出さ

	<p>れているところですが、岐阜県労連からは審議会において、直接意見陳述を求めるとの要請が毎年出されています。今年度については、どう取扱うか、御協議をお願いいたします。</p> <p>これについては、平成 26 年度に審議会にて御協議いただき、「意見の趣旨は書面で十分表明されると考えられる。」と決議しています。</p> <p>昨年度も平成 26 年度の協議結果を尊重するとの決議により意見陳述は見送られています。</p> <p>なお、昨年度 2 月 16 日に開催されました第 2 回運営小委員会においても、「意見の趣旨は書面で十分表明されると考えられる」との協議結果となりましたことをご報告いたします。</p>
高橋会長	<p>ただいま、事務局から協議依頼がありました審議会における関係労使の意見陳述について、御意見を伺います。まず、労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>従来どおりで問題ないと考えます。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>同じく従来どおりで問題ないと考えます。</p>
高橋会長	<p>それでは、従来の考え方どおりということで、今年度についても、平成 26 年度の協議結果を尊重するとの決議のとおり、関係労使の意見陳述は行わないこととします。事務局から 3 点目について説明してください。</p>
平野室長	<p>3 点目は、「最低賃金審議会議事録のホームページ掲載について」です。資料No.10 (11 ページ)「最低賃金審議会議事録のホームページ掲載について」をご覧ください。</p> <p>審議会の期が変わりましたので、確認のため改めて読み上げさせていただきます。</p> <p>(資料No.10 を朗読)</p> <p>以上です。</p>

高橋会長	何か御意見はありますでしょうか。
各委員	(発言なし。)
高橋会長	最低賃金審議会議事録のホームページ掲載について御確認いただきました。 もう1点、事務局から説明してください。
平野室長	最後4点目は、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」についてです。 資料No.11(12ページ)「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」をご覧ください。 (資料No.12に基づき説明) 以上です。
高橋会長	何か御意見はありますでしょうか。
各委員	(発言なし。)
高橋会長	御意見が無いようですので、本日の審議会は、これをもちまして閉会といたします。 次回審議会は、7月3日(月)午後2時からの開催といたします。 本日はありがとうございました。